NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：北海道

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）													
													当面統一しない場合の統一時期			
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
北海道	1206	釧路市	1206	釧路市	H17.10.11	8	1,158	1.0	合併後5年程度で段階的に釧路市の体系に統合するが、阿寒町の営業用料金体系の特殊性、給水原価に配慮し別途段階的に補正。			1			1	
北海道	1666	阿寒町														
北海道	1669	音別町														
北海道	1220	士別市	1220	士別市	H17.9.1	8	1,350	1.0	合併後3年以内を目途に再編。H19年度末までは別々の料金体系を適用。			1			1	
北海道	1466	朝日町				8	1,200	1.0								
北海道	1235	石狩市	1235	石狩市	H17.10.1	7	1,365	1.6	石狩市の料金体系に統一。ただし簡易水道については H22.3月まで経過措置あり。	1						
北海道	1305	厚田村														
北海道	1306	浜益村														
北海道	1365	熊石町	1346	八雲町	H17.10.1	8	1,260	1.0	H18.4.1から左記料金に統一。			1	1			
北海道	1346	八雲町														
北海道	1554	生田原町	1555	遠軽町	H17.10.1	8	1,596	1.0	H18.4から統合。遠軽町の瀬戸瀬地区及び社名淵地区の一般用水道料金の急激な負担増加を緩和するため経過措置を設定。			1	1			
北海道	1555	遠軽町														
北海道	1556	丸瀬布町														
北海道	1557	白滝村														
北海道	1368	瀬棚町	1371	せたな町	H17.9.1	8	1,050	1.0	合併年度は現行のとおりとし、決算状況等を基に試算し、企業会計として適正に運営できる料金となるよう合併後に調整する。			1				1
北海道	1369	北檜山町				10	1,550	1.0								
北海道	1366	大成町				8	1,050	1.0								
北海道	1335	上磯町	1236	北斗市	H18.2.1	～6 6～10	680 1,150	1.0	合併後H22.4.1までは現行のまま。H22.4.1から別の料金で実施。			1			1	
北海道	1336	大野町				～4 4～6 6～8	680 1,020 1,360	1.0								
北海道	1643	幕別町	1643	幕別町	H18.2.6	－	399	1.0	合併の翌年度に幕別町の料金を基準に統一。ただし、忠類村は合併の翌年度以降4年度は経過措置。			1	1			
北海道	1640	忠類村														
北海道	1601	日高町	1601	日高町	H18.3.1	8	1,680	1.0	水道料金は合併前と変更なし。		1					
北海道	1603	門別町				8	1,701	1.0								
北海道	1233	伊達市	1233	伊達市	H18.3.1	8	1,050	1.2	H22年度までは現行どおり。その間に適切な料金体系の検討を行い、H23年度以降H27年度までの間に段階的な調整によって一元化。			1			1	
北海道	1574	大滝村				8	1,207	1.0								
北海道	1208	北見市	1208	北見市	H18.3.5	8	1,417	1.0	合併後2年を目途に再編する。なお、端野町市街地は現行北見市と同一水源の給水区域となることから合併時に同一の料金体系とし、現行北見市西相内地区は合併後の再編時まで現行の料金とする。			1			1	
北海道	1548	端野町				10	2,352	1.0								
北海道	1551	留辺蘂町				8	2,110	1.0								
北海道	1553	常呂町				8	1,890	1.0								
北海道	1514	枝幸町	1514	枝幸町	H18.3.20	10	2,100	1.0	家事用と一般家庭用は歌登町の例により合併時に統合。その他の用途別料金と用途の種別は合併時に再編。	1						
北海道	1515	歌登町														
北海道	1582	鵡川町	1586	むかわ町	H18.3.27	8	1,680	1.0	当分の間、合併前の旧料金を引き継ぐ。料金の統一は3年を目途に行う。			1			1	
北海道	1583	穂別町				5	1,540	1.0								
北海道	1579	早来町	1585	安平町	H18.3.27	8	2,100	1.0	合併後当分の間は現行の料金体系とし、追分町の料金改定に併せ、消費税転嫁を含めた改定を図る			1				1
北海道	1580	追分町				8	1,400	1.0								
北海道	1572	虻田町	1584	洞爺湖町	H18.3.27	8	1,554	1.0	現行のとおり新町に引き継ぐ。		1					
北海道	1573	洞爺村				8	1,092	1.0								
北海道	1221	名寄市	1221	名寄市	H18.3.27	5	670	1.0			1					
北海道	1467	風連町				8	1,827	1.0								
北海道	1210	岩見沢市	1210	岩見沢市	H18.3.27	7	735	1.0	それぞれの用途・料金を当分の間（合併後3年を目途）継続する。			1			1	
北海道	1421	北村				8	1,680	1.0								
北海道	1422	栗沢町				9	1,701	1.0								
北海道	1605	静内町	1610	新ひだか町	H18.3.31	10	1,365	1.0	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後、用途区分を含め統一する方向で調整する			1				1
北海道	1606	三石町				10	2,460	1.0								
北海道	1541	東藻琴村	1564	大空町	H18.3.31	8	1,040	1.0	合併後に料金の総体的な見直しを行う。（東藻琴地区はH21年4月からメーター使用料がかかる）			1				1
北海道	1542	女満別町				8	1,344	1.0								
北海道						8	1,344	1.0								